資料－２

流域治水の推進に係る関連施策等

令和８年１０月１６日

関東地方整備局　建政部

1．　都市局関連

コンパクトシティ形成支援事業

国土交通省
関東地方整備局建政部

○ 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する地方公共団体に対して、重点的な支援を実施。
○ 頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における「防災指針」の作成や、計画の定期的な評価や見直しに対して、重点的な支援を実施。

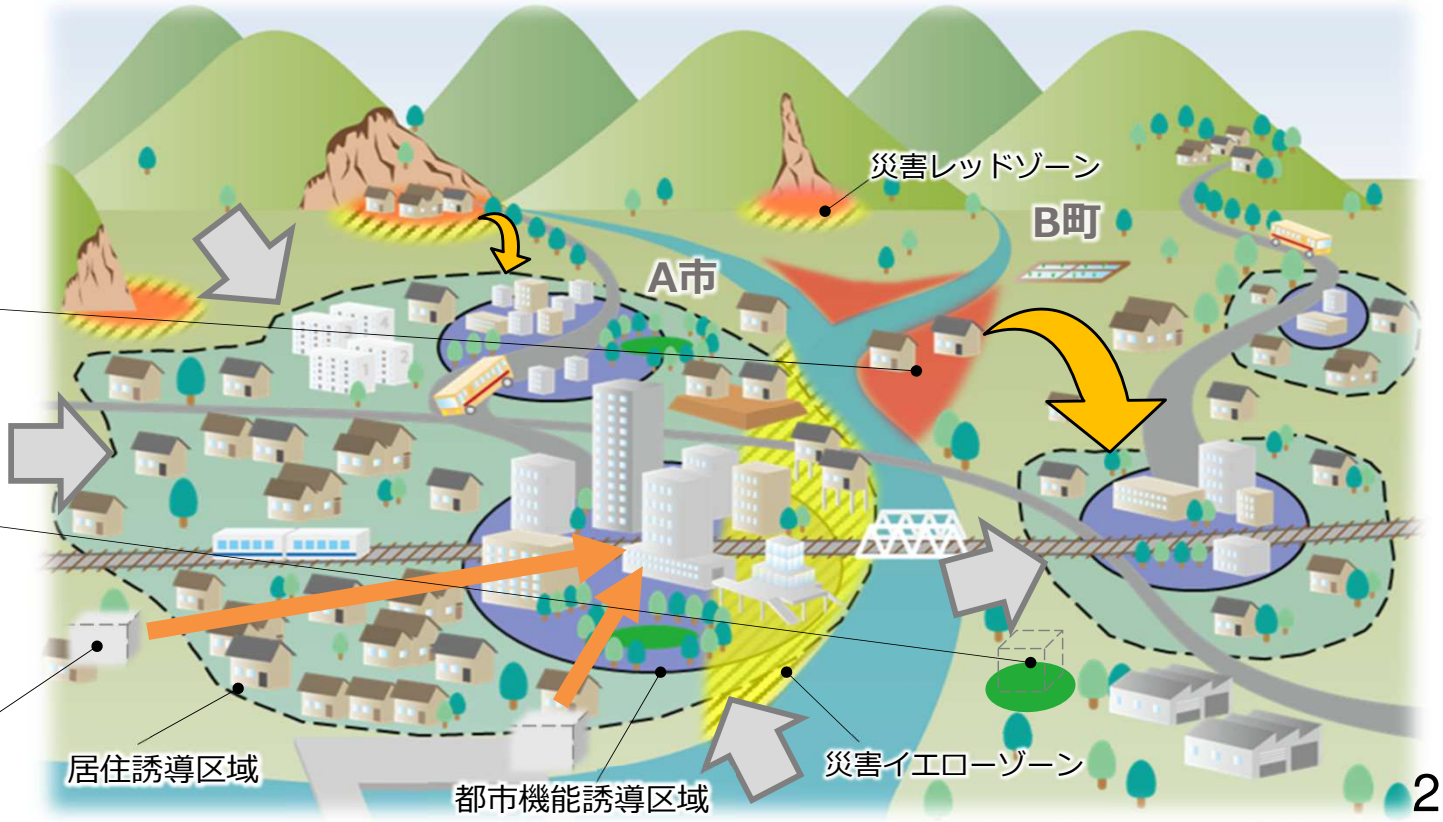
●計画策定の支援
内容　：立地適正化計画(防災指針含む)、広域的な立地適正化方針、低炭素まちづくり計画、PRE活用計画の策定
対象　：地方公共団体等
補助率：1/2（人口10万人未満かつ人口減少率20%以上の小規模自治体は550万円まで全額）

●コーディネート支援
内容：まちづくりに関する専門家の活用等
対象：地方公共団体と民間事業者等
補助率：1/2、1/3

●居住機能の移転に向けた調査支援
内容：誘導区域外の災害ハザードエリアからの移転促進調査等
対象：地方公共団体と民間事業者等
補助率：1/2（上限500万円/年）

●建築物跡地等の適正管理支援
内容：建築物跡地等の管理支援
対象：地方公共団体と民間事業者等
補助率：1/2、1/3

●誘導施設等の移転促進支援
内容：誘導施設等の除却処分等
対象：地方公共団体と民間事業者等
補助率：1/2、1/3



１）立地適正化計画と防災との連携強化
浸水リスクを考慮した立地適正化計画の事例 【神奈川県 厚木市】

○市の東部を流れる相模川の洪水浸水想定区域が市街地の広範囲に指定され、市役所や主要駅が浸水のおそれ。
○そのうち、家屋倒壊のおそれのある区域も川沿いに広く指定されている地域が存在。
○相模川沿いに広がる家屋倒壊等氾濫想定区域における木造家屋の立地を詳細に確認し、該当範囲を居住誘導区域に含めないこととして安全なエリアへの誘導を図るとともに浸水リスクに対する河川整備や住宅における対策を防災指針に位置付け。

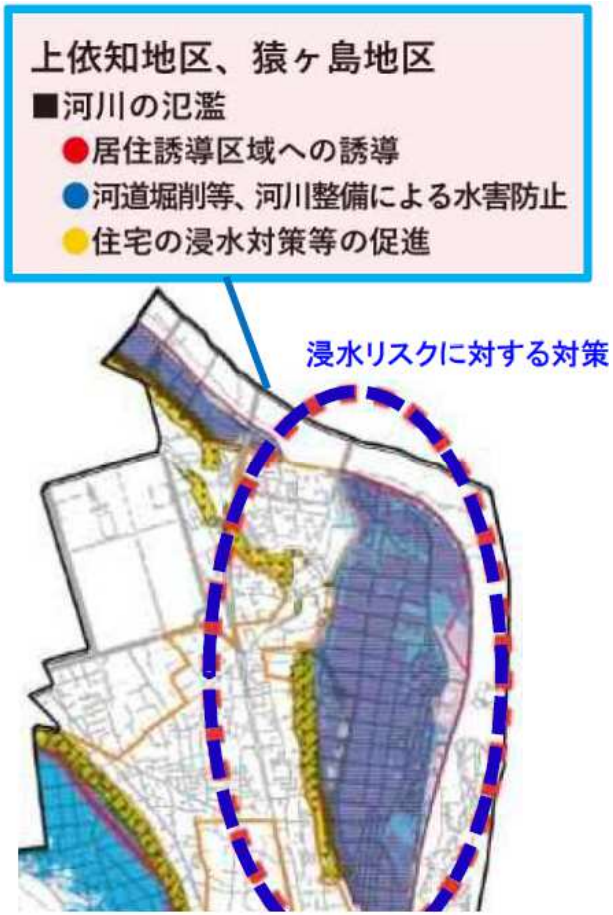
災害リスク分析
（木造住宅×家屋倒壊等氾濫想定区域）



居住誘導区域の設定



防災指針に定めた取組



出典：厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画

１）立地適正化計画と防災との連携強化

関東地整管内における防災指針を含めた立地適正化計画の作成状況

国土交通省
関東地方整備局建政部

関東地方整備局管内**４２０都市**のうち、立地適正化計画を**１７９都市**が公表済（うち防災指針作成済**１４１都市**）、**５４都市**が作成中。（令和８年３月31日時点）

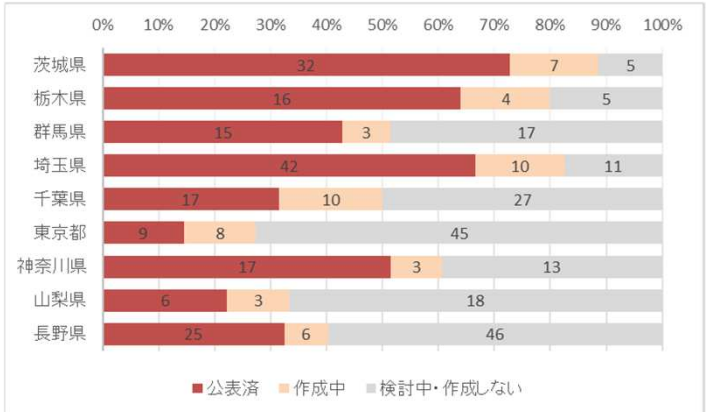
都県名	市区町村名	立地適正化計画	備　考
茨城県	水戸市	■：公表済	
	日立市	■：公表済	
	土浦市	■：公表済	
	古河市	■：公表済	
	石岡市	■：公表済	
	結城市	■：公表済	
	龍ケ崎市	■：公表済	
	下妻市	■：公表済	
	常総市	■：公表済	
	常陸太田市	■：公表済	
	高萩市	■：公表済	
	北茨城市	●：作成中	
	笠間市	■：公表済	
	取手市	■：公表済	
	牛久市	■：公表済	
	つくば市	■：公表済	
	ひたちなか市	■：公表済	
	鹿島市	●：作成中	
	潮来市	●：作成中	
	守谷市	■：公表済	
	常陸大宮市	■：公表済	
	那珂市	■：公表済	
	坂東市	■：公表済	
	かすみがうら市	■：公表済	
	神栖市	■：公表済	
	行方市	●：作成中	
	鉾田市	■：公表済	
	つくばみらい市	■：公表済	
	小美玉市	■：公表済	
	茨城町	■：公表済	
	大洗町	■：公表済	
	城里町	■：公表済	
	東海村	■：公表済	
	大子町	■：公表済	
	阿見町	■：公表済	
	河内町	●：作成中	
	八千代町	●：作成中	
	五霞町	●：作成中	
	境町	■：公表済	

都県名	市区町村名	立地適正化計画	備　考
栃木県	宇都宮市	■：公表済	
	足利市	■：公表済	
	栃木市	■：公表済	
	佐野市	■：公表済	
	鹿沼市	■：公表済	
	日光市	■：公表済	
	小山市	■：公表済	
	真岡市	■：公表済	
	大田原市	■：公表済	
	矢板市	■：公表済	
	那須塩原市	■：公表済	
	さくら市	■：公表済	
	那須烏山市	●：作成中	
	下野市	■：公表済	
	上三川町	●：作成中	
	益子町	■：公表済	
	茂木町	■：公表済	
	市貝町	●：作成中	
	芳賀町	■：公表済	
	那須町	●：作成中	
群馬県	前橋市	■：公表済	
	高崎市	■：公表済	
	桐生市	■：公表済	
	伊勢崎市	■：公表済	
	太田市	■：公表済	
	沼田市	●：作成中	
	館林市	■：公表済	
	渋川市	■：公表済	
	藤岡市	■：公表済	
	富岡市	■：公表済	
	安中市	■：公表済	
	みどり市	■：公表済	
	吉岡町	■：公表済	
	甘楽町	●：作成中	
	明和町	■：公表済	
	千代田町	■：公表済	
	大泉町	●：作成中	
	邑楽町	■：公表済	

都県名	市区町村名	立地適正化計画	備　考
埼玉県	さいたま市	■：公表済	
	川越市	■：公表済	
	熊谷市	■：公表済	
	川口市	●：作成中	
	行田市	■：公表済	
	秩父市	■：公表済	
	所沢市	■：公表済	
	飯能市	■：公表済	
	本庄市	■：公表済	
	東松山市	■：公表済	
	春日部市	■：公表済	
	狭山市	●：作成中	
	羽生市	■：公表済	
	鴻巣市	■：公表済	
	深谷市	■：公表済	
	上尾市	●：作成中	
	草加市	■：公表済	
	蕨市	■：公表済	
	戸田市	■：公表済	
	入間市	■：公表済	
	朝霞市	■：公表済	
	志木市	■：公表済	
	和光市	■：公表済	
	新座市	●：作成中	
	桶川市	■：公表済	
	久喜市	●：作成中	
	北本市	■：公表済	
	八潮市	●：作成中	
	富士見市	●：作成中	
	蓮田市	■：公表済	
	坂戸市	■：公表済	
	幸手市	■：公表済	
	鶴ヶ島市	■：公表済	
	日高市	■：公表済	
	ふじみ野市	■：公表済	
	白岡市	■：公表済	
	三芳町	■：公表済	
	毛呂山町	■：公表済	
	越生町	■：公表済	
	嵐山町	■：公表済	
	小川町	■：公表済	
	鳩山町	■：公表済	
	ときがわ町	●：作成中	
	横瀬町	●：作成中	
	小鹿野町	■：公表済	
	美里町	●：作成中	
	神川町	■：公表済	
	上里町	■：公表済	
	寄居町	■：公表済	
	宮代町	■：公表済	
	杉戸町	■：公表済	
	松伏町	■：公表済	

都県名	市区町村	立地適正化計画	備　考
千葉県	千葉市	■：公表済	
	銚子市	■：公表済	
	館山市	●：作成中	
	木更津市	■：公表済	
	松戸市	■：公表済	
	野田市	■：公表済	
	茂原市	●：作成中	
	成田市	■：公表済	
	佐倉市	■：公表済	
	東金市	●：作成中	
	習志野市	■：公表済	
	柏市	■：公表済	
	市原市	■：公表済	
	流山市	■：公表済	
	我孫子市	●：作成中	
	君津市	■：公表済	
	袖ケ浦市	●：作成中	
	匝瑳市	■：公表済	
	山武市	●：作成中	
	酒々井町	■：公表済	
	栄町	■：公表済	
	東庄町	●：作成中	
	芝山町	■：公表済	
	横芝光町	●：作成中	
	一宮町	●：作成中	
	長生村	■：公表済	
	白子町	●：作成中	
東京都	墨田区	●：作成中	
	目黒区	●：作成中	
	大田区	●：作成中	
	北区	●：作成中	
	八王子市	■：公表済	
	三鷹市	■：公表済	
	調布市	■：公表済	
	町田市	■：公表済	
	日野市	●：作成中	
	福生市	■：公表済	
	狛江市	■：公表済	
	東大和市	●：作成中	
	武蔵村山	■：公表済	
	多摩市	●：作成中	
	羽村市	●：作成中	
	西東京市	■：公表済	
	瑞穂町	■：公表済	
神奈川県	川崎市	■：公表済	
	相模原市	■：公表済	
	横須賀市	■：公表済	
	平塚市	■：公表済	
	鎌倉市	■：公表済	
	藤沢市	■：公表済	
	小田原市	■：公表済	
	茅ヶ崎市	●：作成中	
	逗子市	■：公表済	
	三浦市	■：公表済	
	秦野市	■：公表済	
	厚木市	■：公表済	
	大和市	■：公表済	

都県名	市区町村名	立地適正化計画	備　考
神奈川	伊勢原市	■：公表済	
	海老名市	■：公表済	
	南足柄市	■：公表済	
	綾瀬市	●：作成中	
	松田町	■：公表済	
	開成町	■：公表済	
	箱根町	●：作成中	
山梨県	甲府市	■：公表済	
	都留市	●：作成中	
	山梨市	■：公表済	
	大月市	■：公表済	
	甲斐市	■：公表済	
	笛吹市	●：作成中	
	上野原市	■：公表済	
	甲州市	■：公表済	
	西桂町	●：作成中	
長野県	長野市	■：公表済	
	松本市	■：公表済	
	上田市	■：公表済	
	岡谷市	■：公表済	
	飯田市	■：公表済	
	諏訪市	■：公表済	
	須坂市	■：公表済	
	小諸市	■：公表済	
	伊那市	■：公表済	
	駒ヶ根市	■：公表済	
	中野市	■：公表済	
	大町市	■：公表済	
	飯山市	■：公表済	
	茅野市	■：公表済	
	塩尻市	■：公表済	
	佐久市	■：公表済	
	千曲市	■：公表済	
	東御市	■：公表済	
	安曇野市	■：公表済	
	御代田町	■：公表済	
	下諏訪町	■：公表済	
	富士見町	■：公表済	
	辰野町	●：作成中	
	飯島町	●：作成中	
	中川村	●：作成中	
	松川町	●：作成中	
	高森町	■：公表済	
	木曽町	●：作成中	
	白馬村	■：公表済	
	坂城町	■：公表済	
	飯綱町	●：作成中	



※赤文字は作成・公表済
※水色着色は防災指針を作成・公表済
※調査対象は都市計画区域を有する全ての市区町村

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

○ **Project PLATEAU（プラトー）**は、スマートシティをはじめとしたまちづくりのデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めるため、そのデジタル・インフラとなる３Ｄ都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進する国土交通省のプロジェクト。
○ 地方公共団体による３Ｄ都市モデルの整備や活用等を支援する「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業」により全国での整備と実装を推進。

地方公共団体に対する補助

ポータルサイトURL：
https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/plateau_hojo.html

補助対象及び補助要件

補助対象事業
(1) ３Ｄ都市モデルの整備に関する事業
(2) ３Ｄ都市モデルの活用に関する事業
(3) ３Ｄ都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

補助対象団体
地方公共団体
※広域連合、一部事務組合を含む

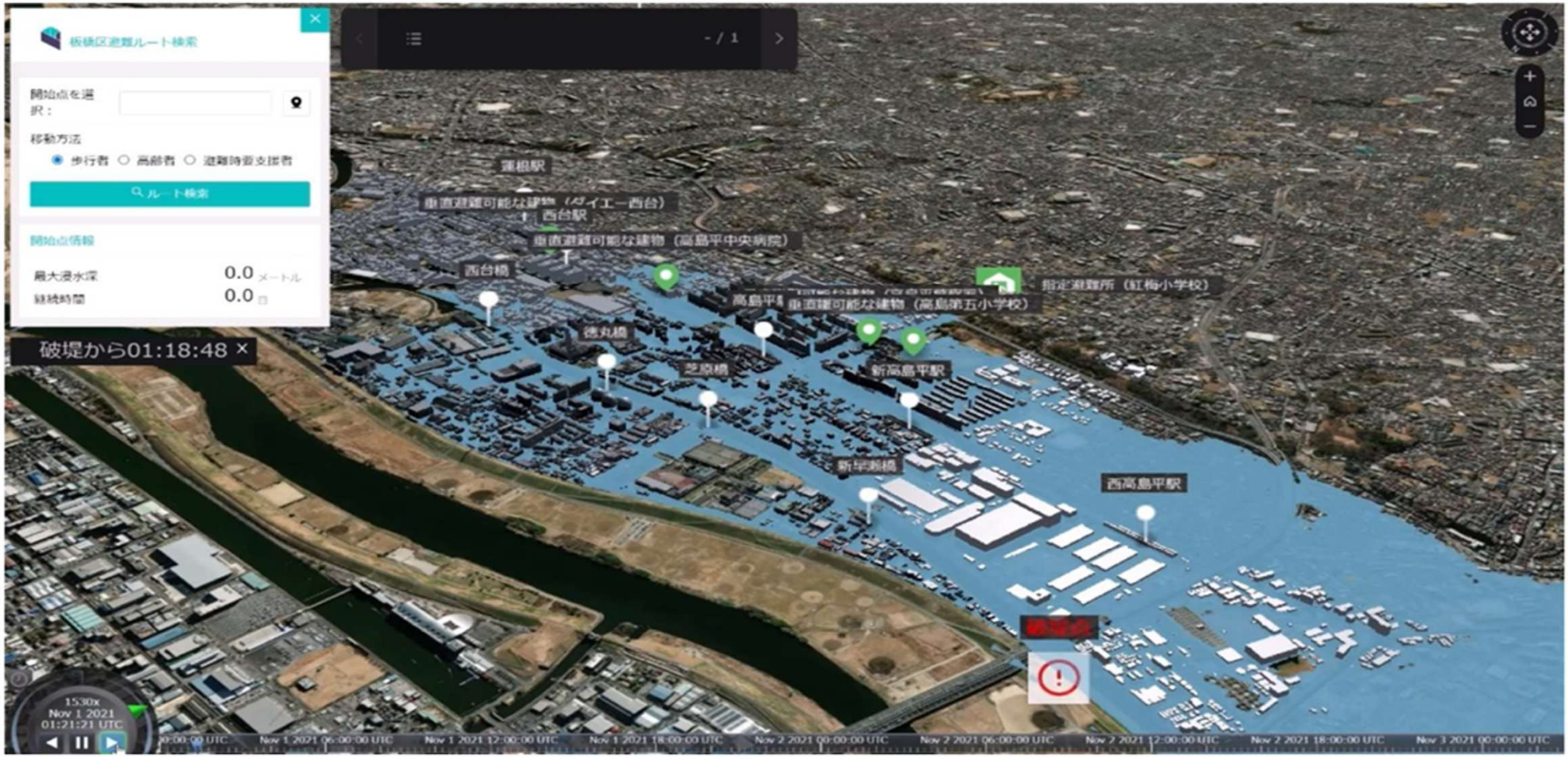
R8拡充　R8創設

	通常タイプ	早期実装タイプ（単独型）	早期実装タイプ（連携型）	事前復興タイプ	間接補助
概要	都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画に基づき実施する事業	都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画の**初年度**に実施する事業で、早期に課題解決や新たな価値創造が図られることが見込まれる事業	早期実装タイプ（単独型）のうち、**隣接する複数の地方公共団体が共同**で策定する都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画に基づき実施する事業	**事前復興まちづくり計画の策定に向けた検討**に３Ｄ都市モデルを活用する旨を、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画に記載している事業	都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画に基づき、**地方公共団体が補助対象事業を実施する者に対して補助**する事業
補助率	1/2	10/10	10/10	10/10	地方公共団体が補助対象事業を実施する者に対して補助する費用の1/2以内又は当該事業に要する費用の1/3以内のいずれか低い額
補助上限額	上限なし	1,000万円	３Ｄ都市モデルの整備又は更新を行う地方公共団体の数に1,000万円を乗じた額	2,000万円	上限なし

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の活用事例 【東京都　板橋区】

水害の予測・避難行動の啓発

- 水害時、時系列で変化する浸水範囲を可視化し、浸水範囲に応じた最短の避難経路を表示することで、防災に対する住民の意識向上を促す。
- 避難訓練での活用をはじめ、3D都市モデルを整備する多くの自治体で普及が進む。



実施事業者：株式会社福山コンサルタント　実施場所：東京都板橋区　舟渡 / 新河岸 / 高島平地域　ほか

3）土地利用・住まい方の工夫（災害危険区域等からの移転）
防災集団移転促進事業

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

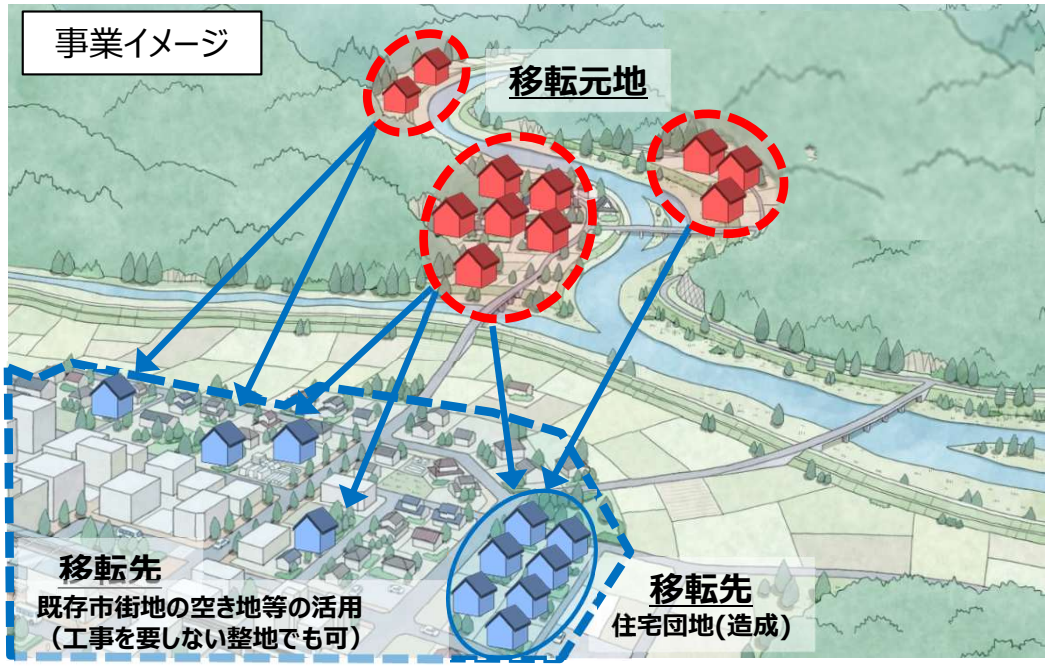
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※１)

※１ 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

５戸以上(※２)かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※２ ただし、以下の区域以外からの移転については１０戸以上
浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域



【国庫補助】 （補助率 ①～⑥：3/4，⑦：1/2） 限度額の有(○)無(－)

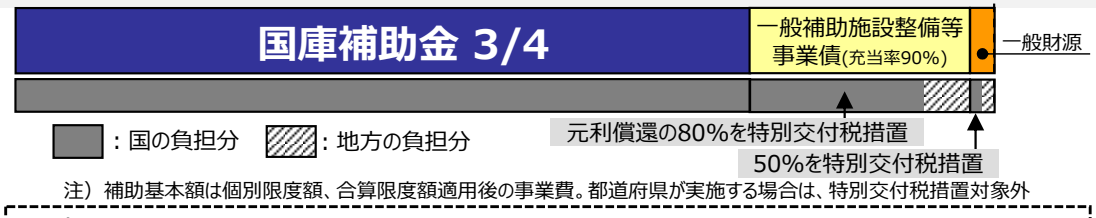
補助対象経費区分		右以外の場合	災害発生前の移転の場合 ※3	南海トラフ、日本海溝・千島海溝津波避難対策特別強化地域のうち、※4、※5において行う小規模かつ段階的移転の場合 ※4	※5
補助対象経費（①～⑦）の合計		○	－	－	－
対象経費	① 住宅団地の用地取得及び造成（分譲の場合は補助対象外）	○	○	○	○
	② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（住宅ローンの利子相当額）	○	○		
	③ 住宅団地に係る公共施設の整備	○	○	○	○
	④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	－	○		○
	⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	○	○		
	⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	○	○	○	○
	⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	－	－	－	－

※3 イ 流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であること
ロ 移転元地防御のための施設整備（ハード整備）を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること
ハ 移転に要する事業費が堤防などのハード施設のトータルコストを上回らないこと

※4 ニ 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）を含む地域（※移転者が保有する移転元地の住宅の用に供する建築物は移転後に除却）

※5 ホ 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）を含む地域であり、以下の要件を満たした市町村
・地震発生後、概ね10分以内に高さ3m以上の津波到達が想定される市町村又は最大津波高さが25m以上と想定される市町村であって、50戸以上の住居が立地する地域

補助基本額（事業費）に対する財源内訳



注）補助基本額は個別限度額、合算限度額適用後の事業費。都道府県が実施する場合は、特別交付税措置対象外

地方財政措置

1）地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）
その元利償還金の80%を特別交付税措置
注）事業計画等の策定に必要な経費の適債性に関しては、財政部局と協議すること

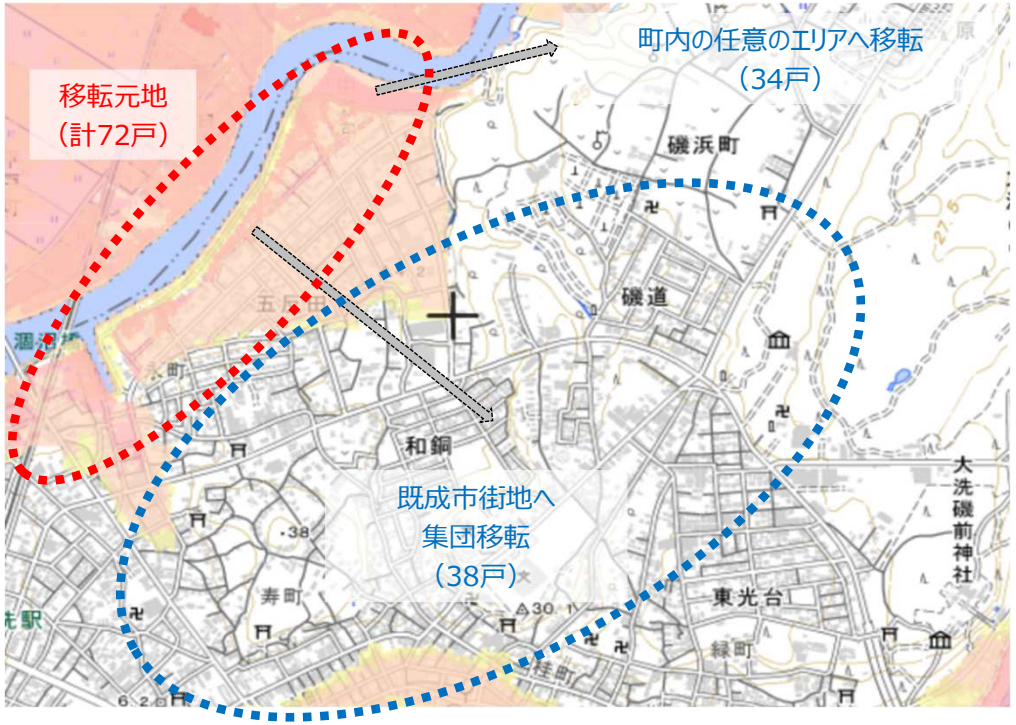
2）一般財源分についても50%を特別交付税措置（⑦事業計画等の策定に必要な経費についても同様）

防災集団移転促進事業の活用事例 【茨城県 大洗町】

国土交通省
関東地方整備局建政部

- 茨城県大洗町堀割（ほりわり）・五反田（ごたんだ）周辺地区は、一級河川涸沼（ひぬま）川の氾濫により過去に度重なる浸水被害が発生した地域（主に昭和61年、平成10年、平成23年、令和元年）。
- 「那珂川緊急治水対策プロジェクト」において、“土地利用・住まい方の工夫”として防災集団移転促進事業が位置付けられた。
- 令和元年台風19号で浸水した区域内にある住宅全72戸のうち、38戸が生活利便性が高く安全な区域内の既成市街地へまとまって移転、残り34戸については町内の別のエリアへ移転（令和6年度から事業着手し、現在事業実施中）。
- 過去最大規模の令和元年台風相当の雨量が、今後発生した場合でも、河川氾濫からの安全・安心な居住を確保。また、既成市街地の空き地・空き家など既存ストックを活用することで、地域活性化を促進。







都市防災総合推進事業

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県 等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率※6
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1／3 ※1
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1／3 (R10年度まで1／2) ※3
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1／3 ※1
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定 ・都道府県による市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組	1／3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1／3 工事 1／2 ※1※2
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設等))	用地 1／3 工事 1／2 ※1※2
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1／3 工事 1／2※1
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1／2
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1／3 ※1

※1：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り
- ①、③、⑤(地区緊急避難施設に限る)、⑦、⑧(復興まちづくり支援施設整備助成に限る)については、地方公共団体の補助に要する費用の1／2又は当該事業に要する費用の1／3のいずれか低い額
- ⑤を防災街区整備推進機構が行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の1／2
- ⑥の工事費については、当該事業に要する費用の１／２

○ 地区要件

施行地区

＜事業メニュー①　③～⑤＞
- 災害の危険性が高い区域（洪水/雨水出水/高潮浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域等）を含む市街地
- 大規模地震発生の可能性の高い地域※4（⑤については市街地に限る）
- 危険密集市街地を含む市、DID地区

＜事業メニュー⑥＞
- 大規模地震発生の可能性の高い地域※4
- 危険密集市街地を含む市、DID地区　等

＜事業メニュー⑦＞
- 危険密集市街地

＜事業メニュー⑧＞
- 激甚災害による被災地　等
- 事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※5

※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2／3

※3：既存の危険な盛土の把握のために必要な調査をR6年度までに開始し、調査内容及び調査計画期間が明示された調査計画書を作成した地方公共団体に限り、国費率１/2

※4：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

※5：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

※6：予算の範囲内での支援


津波避難タワー


避難地（高台）


防災備蓄倉庫


避難場所に向かう避難路


避難地（防災公園・延焼防止）


沿道建築物の不燃化

都市防災総合推進事業の活用事例 【東京都 板橋区】

■対策事例 【荒川水系流域治水プロジェクト2.0、荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会：板橋区】

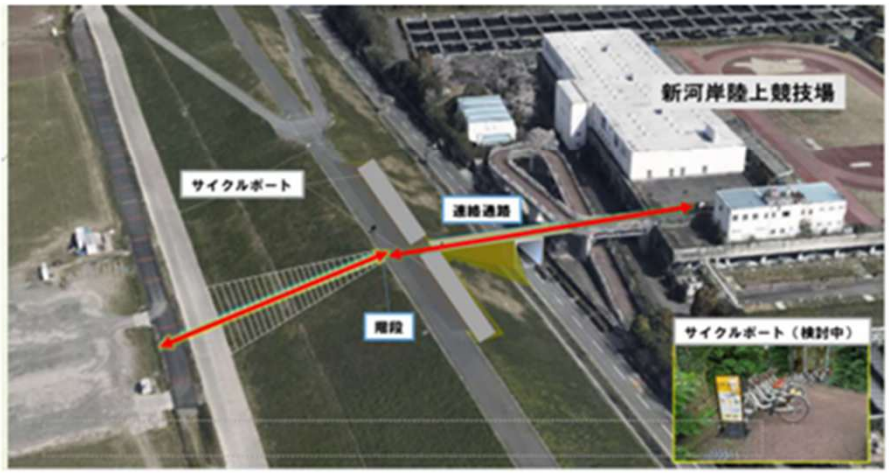
『板橋区かわまちづくりの取組』

継続

2.被害対象を減少させるための対策 （1）水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫 ①高台まちづくりの推進

3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 (1)避難体制等の強化⑦避難施設等の整備、確保（避難路、避難所等）





担当部署	板橋区　危機管理部地域防災支援課
連絡先	03-3579-2152
関係機関	国土交通省荒川下流河川事務所 東京都下水道局

取組概要

板橋区のかわまちづくり計画では、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成と荒川の堤防決壊に備えた地域防災力の向上に向け、各種整備を行います。

全体のコンセプトをスポーツゾーンの整備と高台まちづくりとし、レクリエーションスポットの整備及び一部既存設備の再整備により、利用者の健康増進とにぎわいの創出を図ります。また、大規模な水害を想定し、高台を活用した連絡通路の整備により、安心・安全な避難を実現します。

取組内容の工夫点・課題・留意点

（1）スポーツゾーンの整備
・スポーツによる健康増進や水辺回遊性を高めるために親水護岸整備
・スポーツ利用者が安心して利用できる場所の確保・利便性向上

（2）高台まちづくり
・区立新河岸陸上競技場と堤防天端を結ぶ連絡通路を整備

取組による効果

・緊急一時避難所及び避難経路の確保
・誰でも安心、衛生的、快適に利用できる河川レクリエーション空間へ変容
・連絡通路を整備し、河川空間とまち空間の人流を加速させることによる賑わいの創出

31

出典：「荒川水系流域治水対策プロジェクト2.0」（令和8年6月17日公表）【参考資料】：対策事例集（東京ブロック）p.31
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000939251.pdf

5）既成市街地の再整備等を目的とした土地区画整理事業による防災性の向上
都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再整備等による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援。

・交付対象：地方公共団体（組合等施行の場合は間接交付）　・国費率　1/3　または　1/2

事業の概要

都市再生区画整理事業

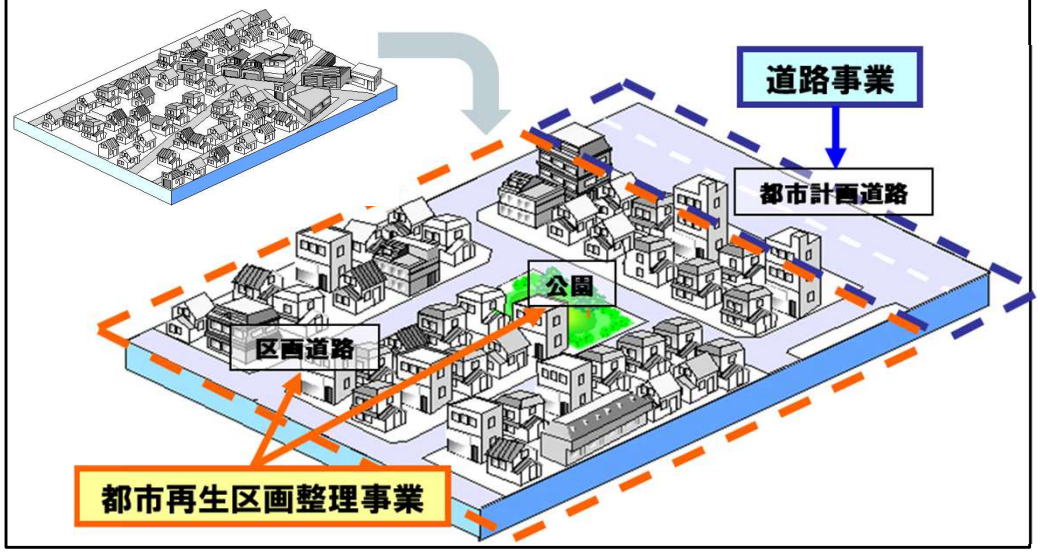
（調査）
- 都市再生事業計画案作成事業（国費率：1/3または1/2）

（事業）
- 都市再生土地区画整理事業（国費率：1/3または1/2）
 （都市基盤整備ﾀｲﾌﾟ・大街区化ﾀｲﾌﾟ・空間再編賑わい創出ﾀｲﾌﾟ・地域生活拠点形成ﾀｲﾌﾟ）
- 被災市街地復興土地区画整理事業（国費率1/2）
- 緊急防災空地整備事業（国費率1/2）

○交付対象費用（都市再生土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業）

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、公開空地整備費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費、エリアマネジメント活動拠点施設整備費　等

都市再生区画整理事業と道路事業の併用地区のイメージ



都市再生土地区画整理事業（都市基盤整備ﾀｲﾌﾟ）

○施行地区要件（以下の全てを満たす地区）

・施行面積 × 指定容積率／100 ≧２．０ｈａ
・直前国勢調査DID又は準DIDに過半が該当する地区（重点地区はDID又は準DID内）
・居住誘導区域（「立地適正化計画によりまちづくりを進めるべき都市ではない都市」の区域を含む。）に過半が該当する地区
・市町村マスタープランなどの法に基づく計画等に位置づけ
・施行前の公共用地率15%未満（幹線道路等を除く）

【重点地区（国費率：1/2）】上記の要件に加えて下記の括弧書きの要件等を満たす地区
・安全市街地形成重点地区（施行地区内の老朽住宅棟数）
・拠点的市街地形成重点地区（都市再生緊急整備地域に係る地区）
・歴史的風致維持向上重点地区（歴史的風致維持向上計画に基づく事業）
・都市機能誘導重点地区（都市機能誘導区域内）

被災市街地復興土地区画整理事業

○施行地区要件（以下の全てを満たす地区）

①被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域
②被災地の面積が概ね20ha以上
③被災戸数が概ね1,000戸以上

緊急防災空地整備事業

○施行地区要件（土地区画整理事業が予定される地区で次の要件のいずれかを満たす地区）

①都市計画決定済みで減価補償地区となると見込まれる地区かつ三大都市圏の既成市街地等のDID内の地区
②防災指針に基づき浸水対策として事業を実施する地区
③高規格堤防の整備を一体的に事業を実施する予定の地区
④東日本大震災の被災地に係る推進地域又は計画区域に存する地区
⑤被災市街地復興推進地域に存する地区

○交付対象となる費用

緊急防災空地（公共施設充当用地）の先行取得に要する費用

○交付限度額

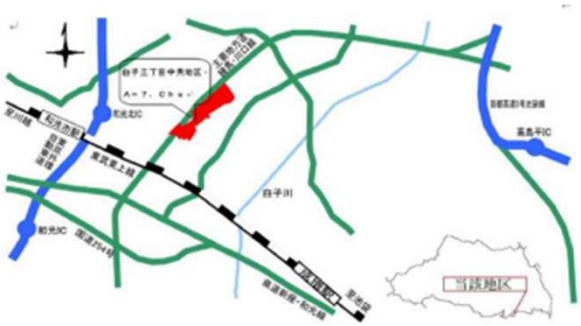
①は、予定される減価補償費の80%、②～⑤は、公共用地の増分の用地費の80%

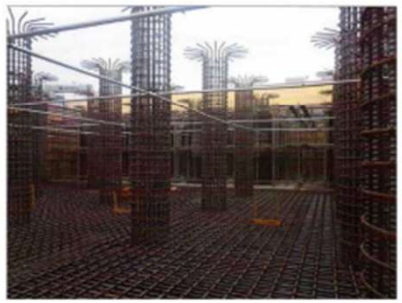
都市再生区画整理事業の活用事例 【埼玉県 和光市】

■対策事例 【荒川水系（埼玉ブロック）流域治水プロジェクト：和光市】

『土地区画整理事業における調整池の整備』

〔 1.氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
（5）流域の雨水貯留機能の向上 ②校庭（公園等）貯留施設の整備 〕







担当部署	和光市　都市整備課
連絡先	048-424-9145
関係機関	埼玉県　市街地整備課

取組概要

区画整理地内の雨水を調整池に一時的に貯めることによってゲリラ豪雨や台風等においても、河川の急激な上昇を抑えることができる。

取組内容の工夫点・課題・留意点

公園の下に整備することによって、上部の土地を有効に活用することができた。工事が大規模であったため、費用が多額となった。

取組による効果

・雨水の一時的貯留による雨水流出抑制

活用可能な制度等

・社会資本整備総合交付金

荒川水系（埼玉ブロック）流域治水協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている市町村等
和光市、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、東松山市、狭山市、鴻巣市、上尾市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、北本市、富士見市、伊奈町、滑川町、埼玉県

45

出典：「荒川水系流域治水対策プロジェクト」（令和8年6月17日公表） 対策事例集p.45
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000919165.pdf

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

○官民連携・分野横断により、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等に資するグリーンインフラの整備を支援

■グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

公園緑地が有する多様な機能を引き出し、複数の地域課題の解決を目指すため、官民連携による都市公園の整備や民間建築物、公共公益施設の緑化を総合的に支援

交付金：国費率 1/2（地方公共団体）
1/3（間接補助）
補助金：補助率1/2（民間事業者等）



支援のイメージ

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の活用事例 【埼玉県 川口市】

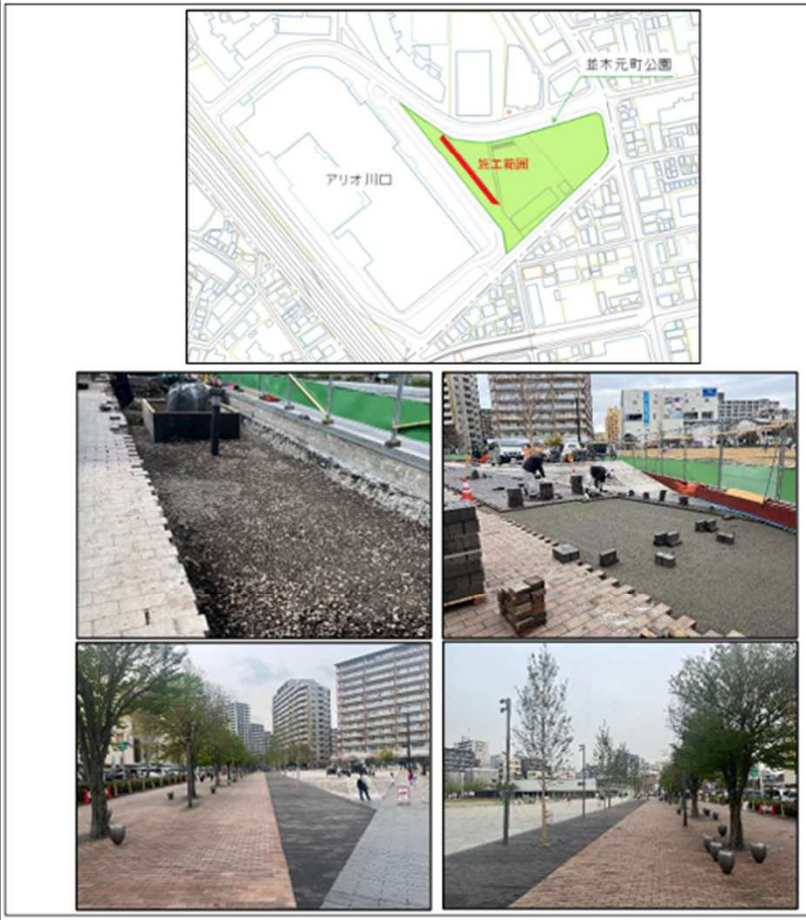
■対策事例 【荒川水系（埼玉ブロック）流域治水プロジェクト：川口市】

R7更新

『グリーンインフラ活用基盤整備工事（荒川流域）』

1.氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

（5）流域の雨水貯留機能の向上 ⑪グリーンインフラ整備



担当部署	川口市　建設部　公園課
連絡先	048-242-6338
関係機関	－

取組概要

・公園園路の表層下及び植栽基盤に特殊砕石材による貯留浸透施設（t＝131cm）を設置し、雨水を基盤内に貯留・浸透させ、下水、河川等の既存インフラの負担を軽減し、周辺の浸水被害を低減させることで防災力の向上を図る。

・雨水を基盤内に貯留させることで、晴天時は保水性舗装等からの蒸発散効果で路面温度を抑制することで、ヒートアイランド現象の緩和を図る。

取組内容の工夫点・課題・留意点

整備箇所について、「雨水貯留浸透効果調査」・「微気象緩和に関する調査」・「植物生育調査」等を実施し、効果の検証を行う。

取組による効果

・レインガーデン（雨庭）の整備による都市水害の軽減

・公共空間の暑さ指数の低下

活用可能な制度等

・防災・安全交付金
　グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

荒川水系（埼玉ブロック）流域治水協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている市町村等
川口市、戸田市、さいたま市、秩父市、朝霞市、埼玉県

80

出典：「荒川水系流域治水対策プロジェクト」（令和8年6月17日公表） 対策事例集p.80
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000919165.pdf

流域治水に関する近年の制度改正・トピックス等

令 和 9 年 度

都 市 局 関 係
予 算 概 算 要 求 概 要

令 和 8 年 8 月

国 土 交 通 省 都 市 局

Ⅵ. 参考資料

(近年の制度改正・トピックス)

1．都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 …… 37
2．都市緑地法等の一部を改正する法律 …… 38
3．宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法） …… 40

(都市行政の主な政策ツール等)

4．コンパクト・プラス・ネットワーク …… 41
5．歴史まちづくり …… 43
6．都市再生制度 …… 45
7．まちなかウォーカブル …… 47
8．都市公園の種類と現況 …… 49
9．３D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進 …… 50
10．スマートシティ …… 52
11．国際的な枠組みに基づく会議 …… 53
12．横浜グリーンエクスポ …… 54

https://www.mlit.go.jp/page/content/002018601.pdf

1．都市再生特別措置法等の一部を改正する法律【概要】

<令和８年５月２７日公布　公布の日から６月以内施行　※１．③のうち一部の規定は公布の日から１年以内施行>

背景・必要性

○ 地方部を中心に人口減少が進む中、仕事やまちなかの魅力の不足による若者の地方離れの深刻化などにより、地方都市等の生活サービス機能の維持は一層困難に

※その他、災害に強い地域づくり、市街地整備事業における所有者不明土地対策などの課題も存在

○ 地域の稼ぐ力の強化や、まちの魅力磨き上げを通じ、地域に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間を実現する「令和の都市(まち)リノベーション」を進める必要



法律の概要

1. 都市機能の更なる集積・連携による地域の活性化

①まちなかでの業務施設等の立地促進
【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法、広活法】

○ 立地適正化計画に特定業務施設等(オフィス、インキュベーション施設、集客施設等)の誘導を位置づけ、用途・容積率の緩和制度の創設や施設整備への金融支援を実施<予算>


まちなかのイノベーション拠点
(新潟県長岡市)

②広域連携による都市圏での高次都市機能等の確保
【都市再生特別措置法】

○ 都道府県に、立地適正化計画に関する市町村間の調整権限を付与

③都市機能の集積や更新等を担う都市開発事業の推進
【都市再開発法、土地区画整理法、都市再生特別措置法】

○ 特定業務施設等誘導地区での市街地再開発事業の施行等を可能とするとともに、施行者による所有者不明土地管理人の選任請求の明確化等により、市街地整備事業の円滑な施行を確保

○ 民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限を令和14年3月31日まで延長

2. 地域の歴史・文化や景観・環境に根ざすまちづくりの推進

①地域の大切な資産のリノベーションや活用等の促進
【都市再生特別措置法】

○ 都市再生整備計画に、地域固有の魅力の維持向上を図る区域を位置づけ、地域の核となる建築物をリノベーション・活用するための制度等を創設<予算>


既存建築物のリノベーション
(大阪府守口市)

②地域の個性を引き継ぐ歴史まちづくりの拡充
【歴史まちづくり法】

○ 歴史まちづくり計画の作成に必要な文化財を、市町村の指定文化財等にも拡大<予算>

③良好な景観形成に向けた取組の充実
【景観法】

○ 所有者との協定に基づく建造物改修・活用等により良好な景観再生を図る制度を創設

○ 都道府県に、広域景観基本方針の策定や、景観計画に関する市町村間の調整権限を付与

3. 官民連携による適切なマネジメントを通じた地域の付加価値の維持・向上

①民間事業者等の公共貢献を活かしたまちづくりの促進
【都市再生特別措置法】

○ 民間の公共貢献のインセンティブの確保と合わせた公共公益施設の整備・管理に関する協定制度を創設<税制・予算>


環境面やソフト面に配慮した都市再生
(大阪市)

②適切かつ持続的なエリアマネジメント活動の確保
【都市再生特別措置法、都市開発資金法】

○ エリアマネジメント活動に関する計画制度を創設し、計画に基づく業務に対する無利子貸付けや活動拠点となる施設整備への金融支援、 道路・公園の利活用の円滑化等を実施<予算>

4. 都市の安全確保

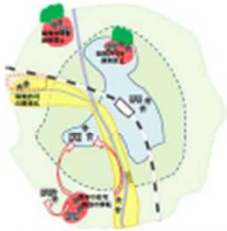
①より安全な市街地への居住の誘導
【都市再生特別措置法】

○ 立地適正化計画について、居住誘導区域から災害危険区域を全て除外

②災害時における居住者、来街者の安全確保
【都市再生特別措置法】

○ 立地適正化計画の防災指針に、業務施設等の利用者の安全確保を位置づけ

○ 防災指針に位置付けた防災施設(備蓄倉庫等)の維持管理に関する協定制度を創設

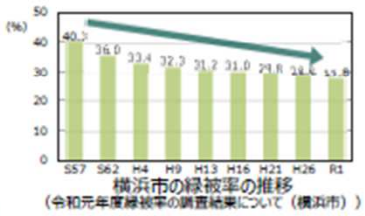

災害リスクを踏まえた居住誘導

2．都市緑地法等の一部を改正する法律【概要】

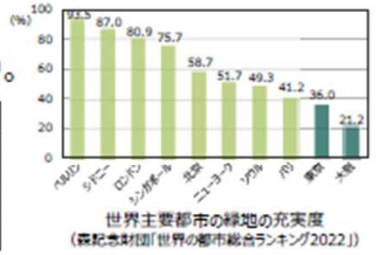
<令和６年５月２９日公布、１１月８日施行>

背景・必要性

○世界と比較して**我が国の都市の緑地の充実度は低く**、また**減少傾向**。
○**気候変動対応**、**生物多様性確保**、**幸福度**（Well-being）**の向上**等の課題解決に向けて、**緑地が持つ機能に対する期待**の高まり。
○ESG投資など、**環境分野への民間投資の機運**が拡大。
○緑のネットワークを含む**質・量両面での緑地の確保に取り組む必要**があるが、
　・地方公共団体において、**財政的制約**や**緑地の整備・管理に係るノウハウ不足**が課題。
　・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、**取組が限定的**。
○　また、都市における脱炭素化を進めるためには、**エネルギーの効率的利用の取組等を進める**ことも重要。



横浜市の緑被率の推移
（令和元年度緑被率の調査結果について（横浜市））



世界主要都市の緑地の充実度
（森記念財団「世界の都市総合ランキング2022」）

法律の概要

１．国主導による戦略的な都市緑地の確保

①国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】
・**国土交通大臣が**都市における緑地の保全等に関する**基本方針を策定**。
・**都道府県が**都市における緑地の保全等に関する**広域計画を策定**。

②都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】
・都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備又は保全の重要性」を位置付け。

２．貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

①緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】
・緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を「**機能維持増進事業**」として位置付け。
※緑地の保全のため、建築行為等が規制される地区
・特別緑地保全地区※で行う**機能維持増進事業**について、その**実施に係る手続を簡素化**できる特例を創設。<予算>（実施に当たり都市計画税の充当が可能）

②緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都開資金法】
・都道府県等の**要請に基づき**特別緑地保全地区等内の**緑地の買入れや機能維持増進事業を行う都市緑化支援機構の指定制度**を創設。<予算・税制>





３．緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

①民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設
【都市緑地法・都開資金法】
・緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する**指針を国が策定**。
・**民間事業者等による緑地確保の取組を国土交通大臣が認定**する制度を創設。<予算>
・上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより支援。


民間事業者による緑地創出の例（千代田区）

TSUNAG
TO SECURE URBAN NATURE AND GREENSPACE

②都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設
【都市再生特別措置法】
・緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率的な利用等を行う**都市の脱炭素化に資する都市開発事業を認定**する制度を創設。
・上記認定を受けた事業について**民間都市開発推進機構が金融支援**。<予算>

2.　住宅局関連

災害危険区域について

国土交通省

制度の内容

地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる。

※既存建築物の存続自体を禁ずるものではない。
※砂防事業や防波機能の整備等により危険が除去された場合には区域の解除可能。

根拠条文

建築基準法第３９条

指定権者

地方公共団体が条例で指定

条例の例

●静岡県建築基準条例（抄）

（指定）
第3条　法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定する区域は、次の各号に掲げる区域とする。
（1）　知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域
（2）　前号に掲げる区域のほか、津波、高潮、出水等により危険が生ずるおそれのある区域のうち、知事が指定する区域

（建築の制限）
第4条　災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。ただし、当該建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事等の施行により、知事ががけ崩れ等による被害を受けるおそれがないと認める場合は、この限りでない。

【急傾斜地崩壊による指定の例】



指定の推移

※指定理由は急傾斜地崩壊が概ねを占めている

平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和8年4月1日
22,781箇所	22,741箇所	22,784箇所	22,917箇所	22,141箇所	22,502箇所	22,553箇所	22, 316箇所

（令和8年4月1日現在）

指定理由	指定箇所数（箇所）	区域内面積（ﾍｸﾀｰﾙ）	区域内の建築物数			
			住宅(棟)	うち既存不適(棟)	非住宅(棟)	計(棟)
土砂災害(※1)	18,538	28,097	256,463	68,698	25,584	282,047
津波・高潮	3,308	21,485	76,940	238	41,408	118,348
氾濫(外水・内水)	448	9,915	3,012	612	1,345	4,357
その他(※2)	22	210	24	1	106	130
計	22,316	59,707	336,439	69,549	68,443	404,882

※1 がけ崩れ・地すべり・土石流などを総称。
※2「その他」には地盤変動、泥流、噴石などがある。

災害危険区域の制度の活用

国土交通省

災害危険区域の指定事例について

地方公共団体が、出水等に関する災害危険区域の指定の検討にあたり活用してもらうことを目的に、事務連絡「出水等に関する災害危険区域の指定事例等について」（R2.9.4）を発出。

①出水等に関する災害危険区域の指定事例

- 地方公共団体において災害危険区域指定をし建築制限をかけている取組例を紹介

②災害危険区域で活用が想定される支援制度

- がけ地近接等危険住宅移転事業など当該区域で活用が想定される支援制度を紹介

③災害危険区域の指定を円滑に推進するための取組事例

- 当該区域指定が円滑に推進するよう、区域の「愛称」を工夫した事例や指定までの具体的な段取りを紹介

＜京都府舞鶴市の事例＞



災害危険区域制度の活用について

地方公共団体が、災害危険区域の指定の検討にあたり参考としていただくことを目的に、留意点などをまとめた事務連絡「水災害対策への災害危険区域制度の活用について」（R3.6.9）を発出。

①敷地内における建築制限による浸水対策の留意点

災害危険区域について、一律に建築制限を課すことのほか、必要に応じ当該区域内の一定エリア毎に想定される浸水状況等を考慮して建築制限を課すことについても検討すること

②付近に有効な避難施設等がある場合における建築制限の緩和措置の留意点

災害危険区域指定の際、付近に有効な避難施設等があり建築制限を適用除外とする運用も考えられるが、高齢化など将来の住民変化を念頭に、避難困難者に対する移動支援等の環境整備に留意すること

③災害危険区域の呼称

「災害危険区域」といった呼称の印象が、区域指定に必要な住民の合意形成を一層困難なものとしているといった指摘もあるため、呼称の工夫を検討すること

④関係部局との連携

避難体制構築や土地利用の検討などのソフト対策と、住宅・建築物の建築制限による浸水対策のハード対策とを一体的に推進するため、各部局間での連絡強化を図ることに留意すること

⑤国による支援制度の活用

災害危険区域内において、建築制限の基準に適合させるため災害危険区域等建築物防災改修等事業を積極的に活用し、移転等の取組が適切と考えられる場合には、がけ地近接等危険住宅事業等についても積極的に活用すること

⑥災害危険区域の指定の解除

区域指定後、公共事業等により区域内の建築物の安全性が確保された場合は、指定解除することも検討すること

⑦災害危険区域の情報の分かりやすい周知

災害の危険から住民の安全を確保するため、災害危険区域の指定を行った際は、当該区域情報が一覧できる工夫をするなど、住民にわかりやすい周知を図ること

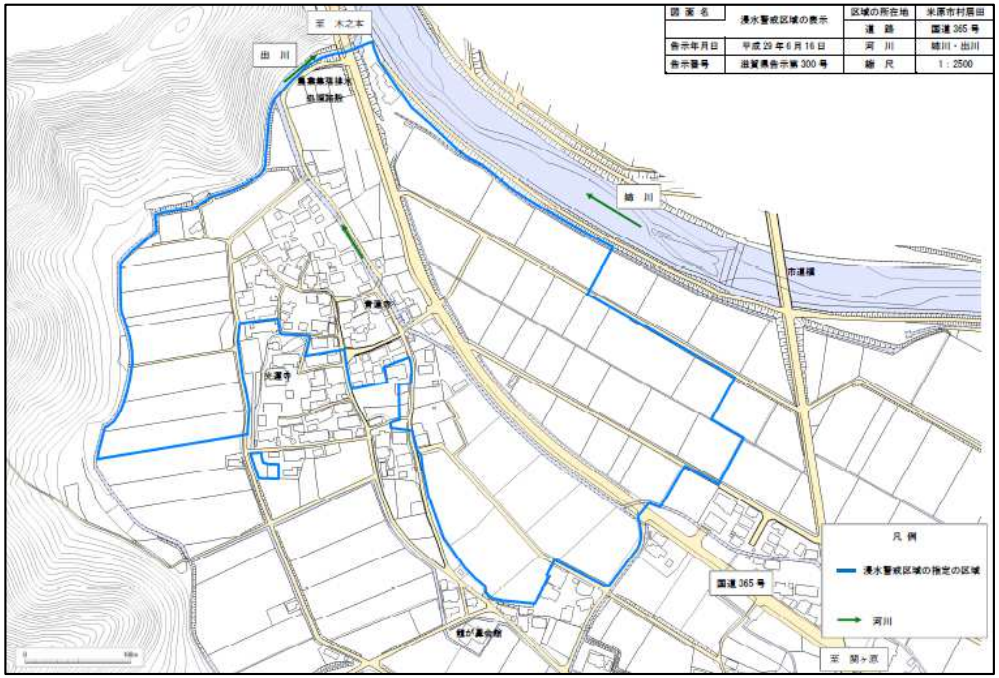
⑧災害時の機能継続のための備え

建築制限により、発災時に安全な空間を確保するだけでなく、想定浸水深以上の高さに設備・機器を設置することや、必要な備蓄を行うこと等の必要性についても周知を図ること

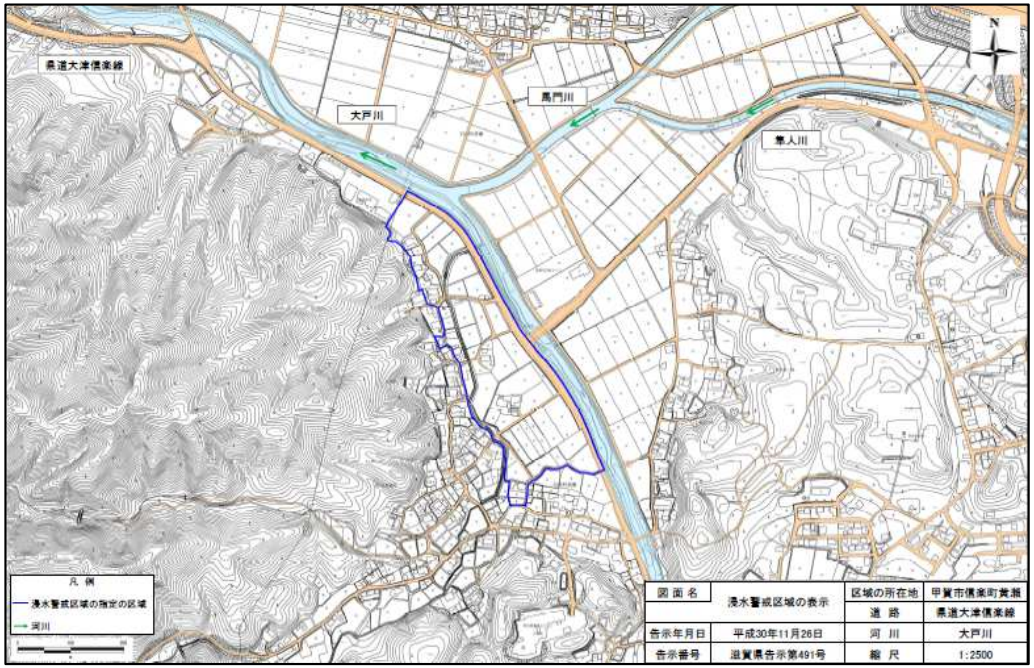
災害危険区域の指定事例（滋賀県）　【出水を想定した建築制限】

国土交通省

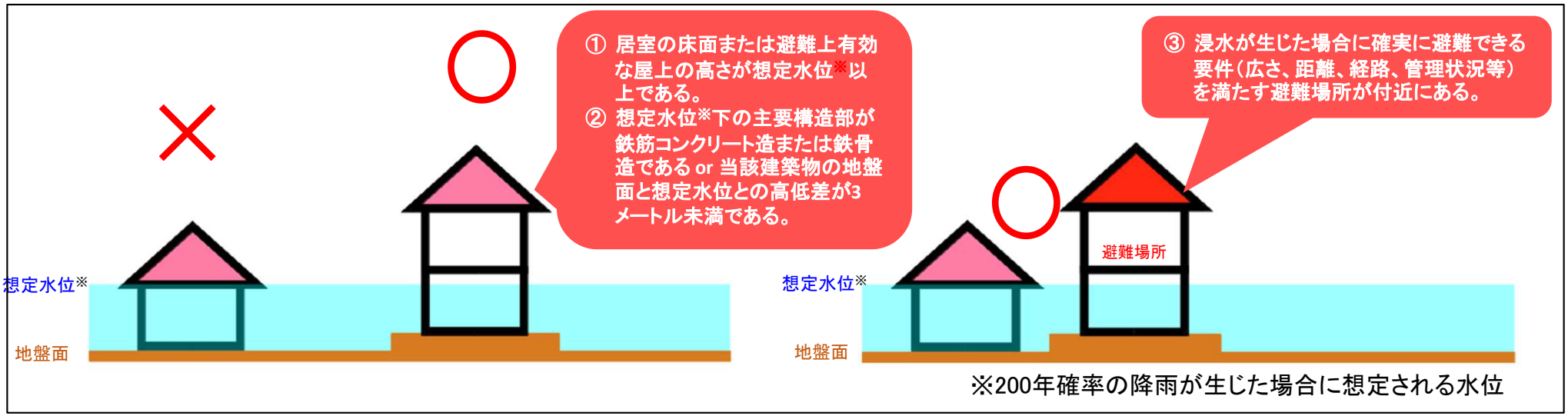
【米原市村居田地区】



【甲賀市信楽町黄瀬地区】



（条例第15条の建築許可基準のイメージ）



※200年確率の降雨が生じた場合に想定される水位

出典　滋賀県より提供いただいた資料をもとに国土交通省住宅局にて作成

災害危険区域の指定事例（滋賀県）　【出水を想定した建築制限】

国土交通省

○滋賀県条例（滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年3月31日滋賀県条例第55号））の概要
→浸水警戒区域（災害危険区域）内の建築物について、次のとおり制限を加える。

対象建築物	主な制限内容
住居の用に供する建築物	次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。 (1)1以上の居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上※であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。 ア　当該建築物の地盤面と想定水位※との高低差が3メートル未満であること。 イ　想定水位※下の主要構造部(壁、柱およびはりのうち、構造耐力上主要な部分に限る。次項において同じ。)が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。 (2)　同一の敷地内に前号に該当する建築物があること。 (3)　付近に次のいずれにも該当する避難場所があること。 ア　次のいずれかに該当するものであること。 (ア)　当該避難場所の地盤面の高さが想定水位※以上であること。 (イ)　第1号に該当する建築物または一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物があること。 イ　当該避難場所に避難することが見込まれる者の人数を勘案して十分な広さを有すること。 ウ　申請に係る建築物からの距離および経路、当該避難場所の管理の状況等を勘案して浸水が生じた場合に確実に避難することができると知事が認めるものであること。 (4)　前3号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができると知事が認める建築物であること。
社会福祉施設等の用途に供する建築物	次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。 (1)　規則で定める用途ごとに規則で定める居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位※以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。 ア　当該建築物の地盤面と想定水位※との高低差が3メートル未満であること。 イ　想定水位※下の主要構造部が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。 (2)　同一の敷地内に前号に該当する建築物があること。 (3)　前2号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができると知事が認める建築物であること。

※200年確率の降雨が生じた場合に想定される水位

出典　滋賀県より提供いただいた資料をもとに国土交通省住宅局にて作成

災害危険区域等建築物防災改修等事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

国土交通省

水害ハザードエリアにおける災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び既存不適格建築物の安全性向上のため、区域指定に関する計画策定や、既存不適格建築物等の防災改修等の費用を補助する事業等を行う地方公共団体を支援する

○R12年度までに行う事業が対象。ただし、当該期間内に計画策定に着手し、当該期間後に災害危険区域の指定等を行う場合はR17年度までに行う事業が対象

対象区域

- 災害危険区域（建築基準法）　※水害に係るもの
- 地区計画の区域（都市計画法）　※水害に係る建築制限が定められたもの
- 浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）

交付対象事業

地方公共団体が行う次の事業（②・③は民間事業者に補助する地方公共団体の事業を含む）

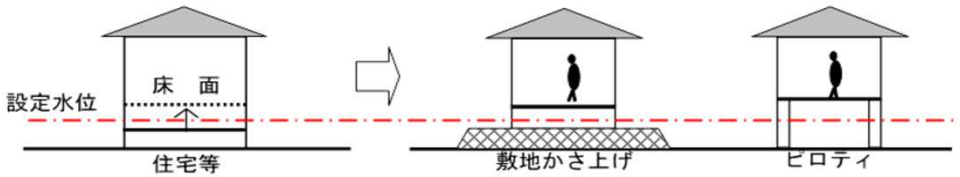
① 災害危険区域等の指定に関する計画策定
② 対象区域に存する住宅・建築物の基準適合調査
③ 既存不適格等の住宅・建築物のピロティ化、嵩上げ、建替え、避難空間の整備

※建替えの場合は、原則として次の要件に適合する必要がある
- 建替後の住宅は、土砂災害特別警戒区域及び災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域）外に存すること
- 建替後の住宅・建築物は、一定の省エネ性能を有すること　　等

防災改修等の対象となる住宅・建築物

水害に係る建築制限等に関して既存不適格等である住宅・建築物

※建築物は、災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所等または一時集合場所等に指定されたものであること
※これらに該当することが予定される住宅・建築物を含む



交付率・限度額

地方公共団体に対する交付率は1/2であり、事業費の補助限度額は次のとおり

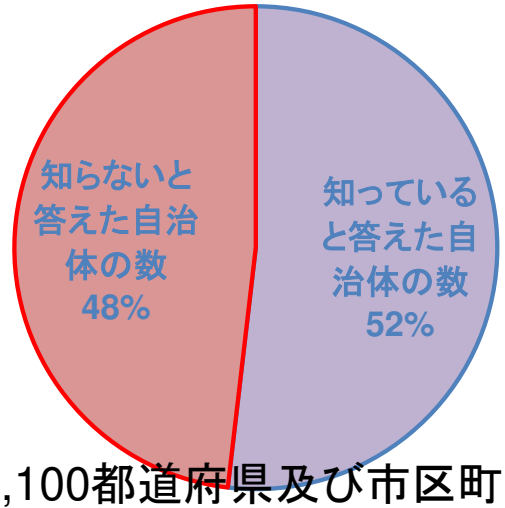
交付対象	実施主体	住宅	建築物
計画策定	地公体	計画策定費の1／2	計画策定費の1／3
基準適合調査	民間事業者	国と地方で調査費用の2／3（45,000円／棟を上限）	
	地公体	調査費用の1／2（45,000円／棟を上限）	調査費用の1／3（45,000／棟を上限）
防災改修等※4	民間事業者	重点支援以外の住宅の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23% 重点支援の住宅※2の場合 - 国と地方で120万円/戸かつ防災改修工事費※3の8割を上限）	地域防災計画において一時集合場所等に指定された建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23% 地域防災計画において防災拠点（避難場所等）に指定されている建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の2／3
	地公体	ー	地域防災計画において防災拠点として指定されている建築物の場合 - 防災改修等工事費※1の　1／3

※1：336万円/棟又は居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額
※2：次のいずれかに該当する災害危険区域等の住宅
　イ　令和3年度以降に新たに指定された区域
　ロ　立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等（土地利用等に関する対策を記載するものに限る）を定めている地方公共団体の既存区域
※3：居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額
※4：建替えについては、改修工事費用相当額に対して助成

災害危険区域等建築物防災改修等事業アンケート結果(R7)

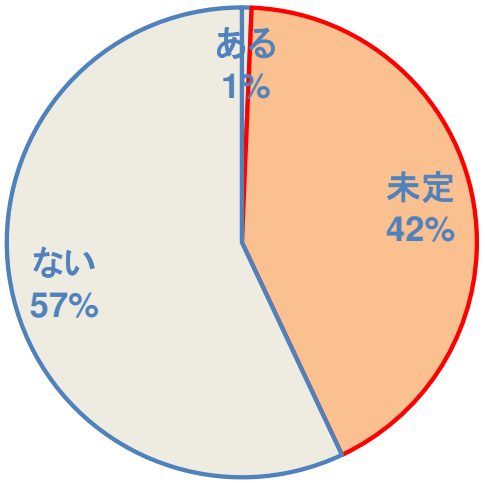
国土交通省

制度を知っているか



n=約1,100都道府県及び市区町村

「知っている」と答えた自治体の中で今後、制度の活用見込みがあるか



・今度当該事業を活用して、区域指定の手続き行う予定が「ある」と回答したのは4都市
・災害危険区域の指定を行うためには、制度設計や議会等の調整および地域の合意形成に多大な時間を要することから、調査年度以降も継続した制度として欲しい旨の意見が寄せられた

○「未定」or「ない」と答えた自治体の主な回答理由○

・水害に係る区域の指定は対象区域が広範囲になり、指定のハードルが高い
・制度認識不足により、活用の検討ができていない
・防災部門が主体なのか、建築指導部門が主体なのかが不明なところがある
・制度の重要性は認識しているが、人員不足や財源確保が困難で活用の検討ができない
・今後、浸水被害防止区域の指定の際に活用に向けた検討を行う予定

防災改修事業に関するよくある質問

国土交通省

Q1	災害危険区域等の指定に関する計画策定に係る経費とはどんなものを想定していますか？
A1	当該区域の指定候補となる地域への説明会や防災に知見のある専門家の招へい等に要する費用や戸別訪問、DM、ワークショップ、動画作成等として住民の合意形成に必要な経費を想定しています。
Q2	住宅と建築物が混在している区域や、畑しかない区域の計画策定補助率はどうなりますか？
A2	混在している区域は「住宅」、建築物のみの場合は「建築物」、畑しかない区域も補助率の低い「建築物」を適用するものと考えています。
Q3	基準適合調査の具体的な内容はどんなものを想定していますか？
A3	当該区域内にある住宅及び建築物について、測量や目視、設計図書等の調査に要する費用を想定しています。その他、主要構造部を確認するために壁に穴を開けて確認し復旧するために必要な経費においても活用できると考えています。
Q4	浸水被害想定区域について、5年に1回見直しを行っています。このような更新作業についても、候補地区を選定するために必須な作業であることから、計画策定に関する事業として算入してもいいのでしょうか？
A4	単にルーティン業務の内容である場合は認めていませんが、当該費用が災害危険区域の指定にあたり、真に必要なものであると説明できるものであれば、対象として差し支えありません。

がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

国土交通省

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

補助対象

（1）除却等費

○除却費
危険住宅の除却費
（限度額：住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費）

○引越費用等
引越費用（動産移転費、仮住居費等）、その他
（限度額：975千円/戸）

（2）建物助成費

○危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額
（借入利率：年8.5%を限度）

限度額【通　　常】4,210千円/戸（建物3,250千円/戸、土地960千円/戸）
【特殊地域※】7,318千円/戸（建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸）

※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

（3）事業推進経費

○事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

補助要件

（1）対象地区要件（移転元）

○ 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
○ 地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条）
○ 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
○ 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条）
○ 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項）
○ 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域（都市計画法第12条の4）
○ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条）

（2）対象住宅要件（移転元）

○ 既存不適格住宅※
※浸水被害防止区域にあっては、許可基準に適合しない既存住宅
○ 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示※等を行った住宅
※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

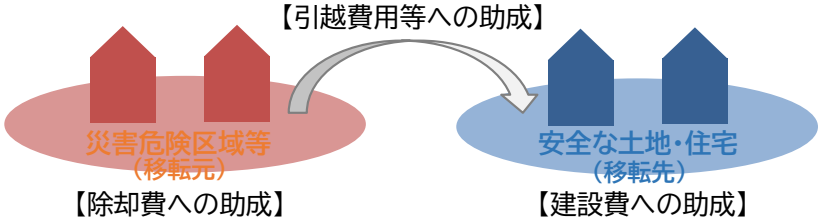
交付率

国：1／2、
地方公共団体：1／2

事業実施主体

市町村
（市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県）

注：危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として以下の要件に適合するものでなければならない。
・土砂災害特別警戒区域外かつ急傾斜地崩壊危険区域外かつ地すべり防止区域外に存すること
・災害危険・市街化調整区域であっ区域又は浸水被害防止区域内で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸もしくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと
・市街化調整区域であって、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水想定区域又は高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）に該当する区域外に存すること
・市街地調整区域以外の区域のうち、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域であり、かつ、災害危険区域に該当する区域外に存すること
・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること



住宅市街地総合整備事業（水害対策型）

国土交通省

大規模水害が想定される人口集積地において、浸水切迫時の垂直避難先となる建物内避難者受入れスペースや避難経路となるデッキの整備、被害軽減のための浸水対策改修など、住宅市街地における水害対策を総合的に支援する事業を創設する。

ソフト対策・計画策定

現況調査・計画策定 | 事業化コーディネート | 協議会活動 | 普及啓発 等

＜補助率＞
民間：国1／3、地方1／3　　公共：国1／2

緊急避難対策

水平避難・垂直避難に資する避難経路・避難場所の確保

建物内の避難者受入スペース | 避難路・デッキ | 避難地・高台公園等

＜補助率＞
民間：国2／3、地方1／3　公共：国1／2
※避難者受入れスペースは、その整備に伴うかかり増し費用が対象



一時滞在対策

水が引くまでの避難者の一時滞在に必要な施設整備

防災備蓄倉庫 | 非常用発電機 | 太陽光パネル・蓄電池 | 防災井戸
耐震性貯水槽 | 浄化設備や排水設備 | マンホールトイレ 等

＜補助率＞
民間：国2／3、地方1／3　　公共：国1／2
※避難者受入れスペースの整備に伴うかかり増し費用が対象







浸水対策

住宅・避難所等の浸水対策に係る改修等

嵩上げ | ピロティ化 | 止水板 | 囲い塀 | 耐水化 | 雨水貯留浸透施設



【嵩上げ、ピロティ化、止水板、囲い塀、耐水化】

＜補助率（避難所等の防災拠点）＞
民間：国1／3、地方1／3　　公共：国1／2

＜補助率（その他の住宅・建築物）＞
民間：国11.5%、地方11.5%　　公共：国11.5%

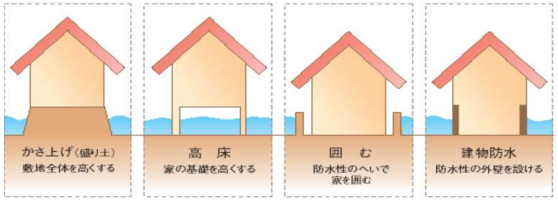
＜対象建築物＞

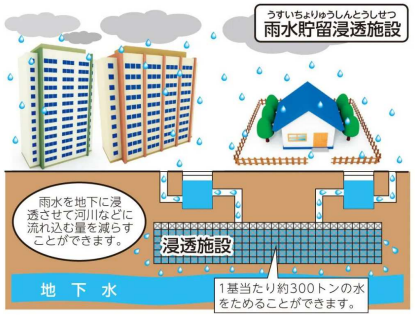
	避難所等の防災拠点	その他の住宅・建築物
嵩上げ、ピロティ化	既存建築物	①に限る
囲い塀、止水板、耐水化	①又は②に限る	

① 災害危険区域などの水害に関する建築制限により既存不適格となった住宅・建築物
② 浸水想定区域内の住宅・建築物（浸水想定区域の指定以前に建築されていたもの）

【雨水貯留浸透施設】

＜補助率＞
民間：国1／3、地方1／3　公共：国1／3





【整備地区の要件】
・重点整備地区を一つ以上含む地区
・整備地区の面積が概ね5ha以上
　（重点供給地域は概ね2ha以上）
・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】
・浸水想定区域内
・浸水被害発生時の緊急避難先が地区内に不足
・重点整備地区の面積が概ね1ha以上
　（重点供給地域は概ね0.5ha以上）